

第1回 大阪市障がい者施策推進協議会 会議録

日時：平成25年9月3日（火）
午後6時から午後8時
場所：大阪市役所本庁舎
屋上階会議室

曾根・障がい福祉課担当係長：（開会）

西嶋・福祉局長：（あいさつ）

曾根係長：（出席者紹介、資料確認など）

松端会長：今日は議題が結構盛りだくさんで、しかも会場が8時には出なくてはいけないので、早速進めたい。どうぞよろしくお願いします。
では、議題1をよろしく願います。

【議題1 大阪市障がい者支援計画の進捗状況について】

中島障がい福祉課長：（資料2により説明）

松端会長

非常に広い分野にわたって、23年度、24年度の比較という形で報告いただいた。いかがだろうか。

山本委員

災害時要援護者の避難支援計画の策定という話があったが、私自身が支援計画の内容をきちんと把握しているわけではないので、危機管理室に質問したいのだが、聞くところによると、精神障がい者手帳の1級を所持している方の氏名等が町内会長に流されるやに耳に入ってきた。手帳1級所持者からは、自分たちの意向をまず確認して、町内会長に知らせていただきたいと思う方と、知らせてほしくないと思う方の意向調査をしていただきたいという声が出ていた。一律になされる予定だったのか、それとも本人希望をきちんと尋ねたうえで、ツーステップ入られていく予定であるのかお尋ねしたい。

三田村危機管理室自主防災企画担当課長：

大阪市の場合、一般的に「手上げ方式」という言い方をしているが、本人の同意を得たうえで自主防災組織に提供するので、決して本人の同意なしに提供するということは、手続き上とれない形になっている。

松端会長

本人の同意なしに一方的に、どこに誰がいらっしゃってというような情報はなくて、あくまでも、こういう仕組みを作ります、いかがですかというご案内をして、希望のある方をリストアップして、登録してと、そういうことでよいか。

山本委員

今のところ、そういう手上げをする方というお尋ねは、来ていませんね？

松端会長

そういう案内は、もう始まっているのか？取組がまだ始まっていないのか？

三田村課長

自主防災組織に委ねているところで、地域の防災の取組の中で進められている。自主防災組織の活動がまだ未成熟なところについては、問い合わせが行っていないようなところもある。それについては、各防災の取組の中で進めていただくよう、市として機会を通じて働きかけているところだ。

松端会長

地域ごとの自主防災組織に対応をお願いしているわけだから、結構早くやっているところもあるし、まだ取り組みが始まっていないところもあると。で、計画なので、これは全市的にいつごろまでにこの活動をする予定なのか？

三田村課長

何年度という具体的な目標を持って進めるとはうたっていない。早急に取り掛かれるところからということになっている。

松端会長

住民組織に委ねるとのことなので、地域の実情によっても、市が一方的にやりますとは言にくいという面があるということか。

西滝委員

今は精神の方のリストの話だったが、身体障がい者のリストも集めているのか？

松端会長

先ほどは精神障がい者についてということだったが、身体障がい者についてはいかがかということで、基本は、同様ということで。（同じです。）

西滝委員

聞かれたことがなかったので。

松端会長

委員の皆さんのお住まいの地域も、どうなっているかというのは、地域ごとに自主防災組織に対応を委ねているということなので、取組が早いところは始まっているかもしれないし、まだのところもあるし、ということだと思います。

西滝委員

山野さんと佐藤さんのところは、来ているのだろうか？

山野委員

まだだ。口頭で聞いていただけるなら、私は視覚なので答えられるが、西滝さんのように聴覚の場合、どんな形でお聞きになるのか。また、パンフレットなどでお知らせの場合なら、視覚障がいの場合、どんな風にそれを伝えるかというの、全部自主組織に委ねているのか？

松端会長

案内のはかり方は、結構、情報が伝わるかというのがあがるが、いかがか？

三田村課長

自主防災組織の取組に、区役所で協力する形もある。例えば、ダイレクトメールで案内した事例もあるし、一つ一つの家を訪ねて回った例も聞いている。

浜地委員

私の住む大正区でも、障がい者関係の防災組織の連絡は来っていない。だが、一般向けの地図に載せるだとか、看板、避難場所は貼っている。

三田村課長

看板等案内の件はこの話とは別の事業だ。要援護者支援の関係の情報提供のことで、繰り返しになるが、自主防災組織の取組の中でということで伝えさせていただいた。私どもでは、各区ごと、各町会ごと、いろいろ組織によって進み具合が違うので、要援護者支援関係のプロジェクトチームを、これは内部の組織だが、立ち上げて、今現在、各区の取組を、いい取組があったら全体共有するというので、情報を集めつつ検討もしているという状況である。

三田委員

浜地委員が、要援護者支援の意味がわからないとおっしゃっているのだが、わかりやすく説明いただけるだろうか。

三田村課長

大阪市災害時要援護者の避難支援計画に書いてある内容について引用させていただくが、例えば、高齢者の方、障がい者の方、乳幼児、妊産婦、いわゆる災害時にとらなければいけない行動をとる時に、何か支援の必要な方とか、避難生活に配慮が必要な方を、災害時要援護者と申している。

松端会長

災害時、地震とか、大正区だったら津波のことも心配だろうが、そういう災害があった時に、自分の力だけで避難しにくい人。だから、誰かの助けがほしいという方に手を挙げていただいて、浜地さんが一人で避難するのはちょっと不安だというのであれば、自主防災会とか町会で。災害にもいろいろな災害があるので、この前は竜巻があったりもした。どこまで機能するかというのがあるのだが、災害が起こった時に、まずは地域の住民の間で助け合えることは、第1段階としてはちゃんと助け合えるような仕組みを作っていこうと。ただ、先ほどの指摘にもあったように、強制的に、どこにどなたがいるかという情報を流して、住民組織で強制的にはできないので、あくまでもこういう仕組みを作りたいので、いかがでしょうかと呼びかけて、ぜひお願いしますという人を中心に仕組みを作っていくということだ。これは、住民の方の動きもあるので、市として、やっていきましょうと方針は掲げても、動くまでには、今の意見だったら、まだちょっと動きが遅いところもあるのかなあと。

宇多委員

今、会長がおっしゃったとおりだと思うが、わかりやすく言うと、災害弱者、逃げにくい人が対象になっていると思う。で、今回のペーパーの35ページにこんなことが書いてある。

「阪神・淡路大震災では、生き埋めになり救助された人の98%が、自助と共助で助けられた。一方、公的機関によって生存したまま救出された人は、わずか1.7%という記録が残っている」。つまり、市とか、公的などから助けてもらえるというのは、ほとんど期待できない。そこで、周りに、地域と一緒に住んでいる人たちと助け合うことで、98%の人が助かっているわけだから、そこに重きを置くべきであろうと、私も思う。ただ、最初の質問にあったように、町内会長がどこにどういう障がいのある人が住んでいるということがわかって、それをやたらに他に漏えいしてしまうということは、絶対、人権上あってはならないことだと思うので、大きなプラス面があるが、それとマイナス面をしっかりと調整して、この点は市の各局の人たちが努力して指導してあげてほしい。

松端会長

100人いたら、98人まで自分の力で、もしくは隣の人とか町会の人から助けていただいたということだ。

西滝委員

見方の確認なのだが、平成23年度の数と平成24年度の数が同じなのは、全く何も新しいことがないと読むのか？

中島課長

おっしゃるとおりで、数字に変更がないのはこの間取組が継続しているということで、変更なく続いているということだ。

西滝委員

気になったのは、グループホーム・ケアホームが増えていない。どうしてかなあとと思う。これは絶対に増やさないと、施設から地域にかわるのが難しくなると思う。なぜ増えないのか、その理由を知りたい。

松端会長：これは14ページのことだ。

西端障がい支援課長

資料の14ページで、居宅系サービス等の充実ということで、「①共同生活介護・共同生活援助事業」ということで、23年度と24年度をご覧いただいたら、実際に暮らしている方は、延17,000人から18,000人ということで増えている。委員から指摘があるのは、設置のところ、23年度は整備助成させてもらっているのが20か所、24年度は6か所ということで、整備に関しては24年度は実績が少なくなっている。私どもも、委員の指摘のとおり、グループホーム・ケアホームは地域で暮らすための重要な施策と考えているので、いろいろ考えているのだが、一つは、私どもが聞いているのは、例えば、マンション等の賃貸住宅を借りてグループホームを作っていく時に、整備の申請をいただいたら、その手続きの間に、別の借主の方にとられてしまうことがあるとか、いろいろな事情を聞いている。それで、グループホーム・ケアホームを設置している事業者に対して、作ろうと思ったらすぐに相談してくださいと。申請関係の書類も、整ってから申請するのではなくて、同時並行的にやってくださいと。私たちも速やかに対応していくよう心掛けていくつもりなので、周知徹底を図りながら取組を進めているところだ。

松端会長

今の説明では、利用者自体は増えているが、設備費の助成個所数は減っているということですよね。それから、市営住宅の活用も、平成23年度は16か所、24年度16か所というのは、それぞれ16か所ずつあったということか？

西端課長

現状として16か所の市営住宅でグループホーム・ケアホームが利用したと。

松端会長

それぞれ16ではなくて16か所あるということだから、増えていないということでしょうか？

西端課長

ただ、24年度については、都市整備局からこの市営住宅をグループホーム・ケアホームとして活用してくださいという提示を受けて、それをいろいろな法人事業者に聞きながらやっているが、その中で一つ活用の手続きを進めているところがあり、24年度中には立ち上がっていないのだが、もうじき立ち上がっていくようなところがある。

西滝委員

この辺りは三田先生が専門なので、どうだろうか？

三田委員

あっという間に部屋がなくなってしまったという、それだけではないと思うのだが、地域移行と言いながら、この人口でこの利用者数というのは、そんなに多くないと思っているので、どうやって対策を立てていくかというのが大事ではないか。施設や病院に地域移行を働きかけ

るにはどうしたらいいかと部会の方でも話しているが、受け皿がないのであればなかなか厳しいので、と思う。

松端会長

重要な課題だし、障がい福祉計画でも新たに検討しなくてはいけないのだろうが、そういう本人の意向があるにもかかわらず十分に進んでいないとしたら、やはりこれは課題だと思うので、市としても、設置の助成ということと、それからソフトな支援の面、移行が進むようにという支援を促進するための施策も併せて考えなくてはいけないかと思う。

山本委員

大阪市の特徴として、市内に精神科病院の病床数が非常に少ないという現状がある。それで、入院中の精神障がい者の方の地域移行のページを見ていると、例えば、ピアサポート事業を利用した方の人数は、23年度と24年度では半分に減っている。その背景に何があるのだろうと考えると、退院したいという希望を言った方が手上げ方式になっているという法律の制度変更のようなものが背景にあるのかもしれないという気はするのだが、その上で申し上げたいのだが、もともと大阪市民だった精神障がい者が、大阪の南の方の精神科病棟の中で、退院したいと心の中で思いつつ、職員には言えなくて、ずっとそこで10年以上過ごしているという声をよく聞いてきた。ピアサポート事業というのは、仮に国の制度としてなくなっていくとしても、大阪市の事業としては、院内患者交流会のようなものはきちんと予算をつけて継続していくべき責務があると感じている。そのことについて、大阪市健康局としては、どのような認識かをお知らせいただきたい。

松本こころの健康センター精神保健医療担当課長

委員の指摘にあったように、精神障がい者の地域移行ということで、ピアサポート事業の活用というのは非常に大切なことであると思っている。それで、こころの健康センターにおいては、ピアサポート事業の活用ということで地域交流会も開いているのだが、ただ、昨年度、24年度が少なかったのは理由があって、個別給付化されたことによって、24年度から地域相談支援事業になり、地域定着、地域移行事業ができて、個別給付化されたことにより、24年度当初半年間ほど混乱して、なかなかすぐに制度の切り替えができなかったということがあり、そういったことで減っている。今年度は23年並みに行くと思っており、それ以上にピアサポート事業を活用していきたいと思う。そういった事情があるということで、ご理解いただきたい。

松端会長

大阪市として、決して手抜きをしたわけではないと。たまたま制度の新たな仕組ができた年で、それへの対応の混乱などでやや数が減っているということだ。その他いかがだろうか、よろしいだろうか。

では、案件の2、平成25年度大阪市障がい者等基礎調査の結果についてということか？

中島課長

調査の案を策定したので、この場で議論いただきたい。

松端会長

調査の案の概要についての説明ということか。よろしく願います。

【議題2 平成25年度大阪市障がい者等基礎調査(案)について】

中島課長

策定部会の経過を（三田委員＝障がい者計画策定・推進部会長から）ご報告いただきたいと思うので、よろしく願います。

三田委員

資料3からたくさん調査票が続いている。今日、すべて案となっているので、皆さんにお諮りさせていただきたいと思う。部会でワーキングを立ち上げ、当事者の委員を中心に、4回、かなり濃密なワーキングチームでの議論を経て、この調査票ができた。前回の調査からすると、法律も制度もかなり変わっているし、障がい種別についても、本当はこんなにはっきり分かれられないのではないかとこのところもあると思うが、いろいろ精査しながら、現在の状況に合わせて調査票の案を作成した。一つ、前回の反省として、あれもこれもと盛り込みすぎ、調査票が分厚くなって答えるのが大変だったという声を、委員の多くが聞いて、これでも随分コンパクトにしたつもりだ。内容についても、聞きたいことはたくさんあったのだが、泣く泣くというか、これでも絞った内容になっている。一応、部会でも意見をいただいてなんとかここのまで来たので、今日、皆さんからお気づきの点などあれば教えていただけたらと思う。内容については、中島課長、願います。

中島課長：（資料3から資料12により説明）

松端会長

非常に盛りだくさんの内容だったが、質問・ご意見、いかがだろうか。障がい種別に応じて細かく分けているのか？

中島課長

これまで、知的・身体と、精神と分けていたが、今回は調査項目を共通にしたので、3障がい共通の調査票となっている。

松端会長

高次脳機能障がい、特定疾患などは追加か？

中島課長

高次脳機能障がいと発達障がいについても、前回実施しているので、今回も引き続き実施していきたいと思っているし、特定疾患と小児慢性特定疾患も、従前から同様に調査を続けているので。

壺阪委員

4回ワーキングをされて相当スリムにされたということだが、うちの職員にさせてみたが、だいたい（本人用で）15分ぐらいかかった。問の数でいうと、特定疾患は55あって、30分を超える可能性がある。心配するのは、一定の回答率を確保するようにということなのだが、一定の回答率とはどのぐらいを予想されているのか？前回の回答率をお聞きしたい。

松端会長

あまり面倒だと、答えてくれる方が減ってしまう。

中島課長

前は、これより設問数と選択肢が多くて、回答はしていただけるが、最後まで書いていただけないケースもあったので、だいたいスリムにはしたつもりなのだが。

松端会長

前回の3分の2という感じか？半分まではいっていない？

中島課長

半分はいっていない。少なくとも、差別の問題だとか、新しいサービスをどう使っているか、新しい課題もあるので、そういった課題も入れながら、これはいいだろうというものを削除しながら、精査させていただいたところだ。

松端会長

資料4で、社協の職員で15分。

曾根係長

有効回収率は44.1%。

松端会長

その中で、書いては来たけれど、後半は答えてくれていないところが結構あったということなので、後半の回答はもっと減る。

中島課長

回答率は出していないが、答えていただけなかったものもあるし、44.1%の回収率だが、有効回答率はもう少し下がるかなと思う。

松端会長

今回はどれぐらいを目標にしているのか？5割ぐらいか？

中島課長

統計上のこともあるので、できれば5割は最低確保していきたいとは思っている。

三田委員

要するに、この結果をもってこれからの計画というのが出てくるので、ある程度クロスが取れるような項目がどうしても必要だということと、これには鏡文が付くが、いかにそれで皆さんが答えようと思うものを付けるのも大事だと思う。介助者が付いていたら、もっとかかる。あるいは、その意味はなんだろうと考えたら本当に時間がかかると思う。自分なら答えたくないという内容もあるし、ページ数もあるが、それでも、なるべく○をつけるだけで済むようにと。これでも、たぶん最後まで行かない人もいるかと思うが、これが反映されるのだということがどれだけ伝わるのかかと思っている。

松端会長

これからの大阪市の障がい福祉施策を考える上でとても重要なアンケートなのだ、とても大変だが、ぜひご協力をよろしくみたいなことを、大きな字で書いておくぐらいの。

中島課長

そこは依頼文の中で、熱意というか、思いが伝わるような形にしていきたいと思う。

松端会長

その他、いかがだろうか。内容的には、ちょっと分量が多いというのはあるのだろうが、相当精査していただいている。この短時間で全部を把握するのはなかなか難しい。もし、お気付きの点があれば、いつごろまで受付可能か？

中島課長

もしお気づきの点があれば、来週の火曜日ぐらいまでにメール等でご意見をいただければ、検討させていただきたい。

松端会長

では、1週間をめどに、もしお気づきの点があれば事務局の方にご連絡をということで対応させていただく。では、時間もあまり余裕がないし、議題がまだ残っているので、調査についてはそういう対応でよろしいだろうか。それぞれ時間のある時に目を通していただいて、お気づきの点があれば事務局へということでお願いします。

それでは、議題3、（仮称）発達障がい者支援部会の設置について、よろしくをお願いします。

【議題3 （仮称）大阪市発達障がい者支援部会の設置について】

中島課長：（資料13により説明）

松端会長

目的が3点で、支援のあり方を考えるということで、特に支援指針を策定していきたいということでもいいのか？

中島課長

指針については、どういう取扱いにするかというのがあるが、次期計画の中に反映できるような形で作っていきたいと考えている。

松端会長

とても分かりにくい障がいでもあるし、支援の仕方自体もとても難しい部分もあるので、そういうことについて専門の方を中心に専門部会を構成して検討していききたいということだ。この名簿も、今日初めてオープンになったのか？

中島課長

この名簿については初めてだが、従前、大阪市では発達障がいの支援に向けては、発達障がいの法律ができて、その後、発達障がい者の企画推進委員会というのを設置した経過がある。その中で、これまで発達障がいの方の支援をどうしていくのか、支援体制をどうしていくのかという議論をしていただいている。今回お示しした内容については、それを発展的に解消して、この条例の中の協議会に位置付けて、さらなる検討をしていききたいということで位置付けているので、委員の中には従前の発達障がいの企画推進委員会から継続して入っていただく先生方が多いが、いずれも、これまで大阪市の取組についてご意見をいただいていたので、引き続き充実に向けた検討にふさわしい方だと思っている。

松端会長

何らかの形で、発達障がいの人たちに関わっている方たちを中心に構成されたということなので、よろしいだろうか。

三田委員

これでスタート、全然問題ないが、やはり当事者の方をゆくゆくはここに入れていただきたいし、どうやって当事者側の思いや声を入れていくかというのは、他のところでも発達障がい者の方たちはなかなか委員に参加していないのだが、いろいろと当事者の団体ができている。医療と福祉と就労と、錚々たるメンバーだと思うが、当事者の意見をどうやって反映するかというのを、今後の課題としてぜひお願いしたい。

松端会長

設置要綱のようなものは特にないのか？

中島課長

設置要綱はないので、既に設置している推進部会と協議部会と同じ位置付けで、もともと推進協議会は条例設置の会議なので、その中に部会を設けることができる。

松端会長

その中身は、結構自由度が高いのか？委員を誰に委嘱するかということで、今の三田委員の意見では、場合によれば、最初はこうして立ち上げて、後に必要に応じて当事者の方に参加いただくみたいなことはあってもいい。

中島課長

これでスタートさせていただいて、三田委員のおっしゃった当事者の方の意見反映ということも。

河合発達障がい者支援担当課長

当事者の方について補足なのだが、本当にたくさんの団体が作られていると思うが、自閉症協会についても家族だけではなく当事者の方も会員になっているので、一定の声もそこからお聞きすることができると考えている。

松端会長

当事者の声を反映させていくということと、当面これでスタートさせていただいて、専門委員については、今後、場合によっては参画いただくようなこともあり得るというぐらいでよろしいだろうか。

中島課長

それで進めさせていただきたいと思う。

松端会長

よろしく願います。それでは、次、議題の4、障害者優先調達推進法に基づく大阪市調達方針の検討状況についてということをお願いする。

【議題4 障害者優先調達推進法に基づく大阪市調達方針の検討状況について】

中島課長：（資料14により説明）

松端会長

今後に向けて策定の方角で検討していくということで、これは策定したものを公表して、どうなったかという実績まで公表していくということで、情報公開することによって行政中心に障がいの作業所等に発注していくと、そういう話だ。これは、今年度施行されて、今年度もう動いている中で策定していくので、今年度に関しては暫定的な話になってしまう。

中島課長

もう年度途中なので、今年はそれほどこれ以上なかなか進まないところはある。

松端会長

実績どおりにやらないと仕方がないということだ。

中島課長

他都市や国を見ていると、実績を上回らないとか、そういった目標を掲げているところが多いので、今年度については少し暫定的な要素もあるのかなあと思っている。

松端会長

今後、予算のことなども絡めながら考えていくということか？

中島課長

予算というか、大阪市でも各部局でいろいろな障がい者の事業所等に発注していただいている実績があるので、そういった実績を見ながら、今以上の発注の実績をしていただくというような内容になろうかと思っているが、予算というよりも、むしろ実績を見ながら、それをもっと増やして行こうという内容になるのかなと。

松端会長

府内では、豊中市が策定して公表している。

中島課長

丁度9月1日に出ていた。

松端会長

これは国の法律を受けての大阪市の対応だ。それから、次、議題の5、障害者差別解消法に関することについて、お願いします。

【議題5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について】

中島課長：（資料15により説明）

松端会長

障がいとは何ぞやという時に、社会モデルが採用されて、特に合理的配慮を社会として責任を持ってしていかななくてはならないということになっているので、合理的配慮の中身を考えたります。施行まで3年あるが、大阪市としても検討していくと、そういうことでよろしいか。何かご意見なり、いかがだろうか。それではもう一つ、その他ということで、障害者総合支援法関係だ。

【その他】

中島課長：（参考資料により説明）

西滝委員

最後に説明いただいた総合支援法に関することだ。28年4月の施行をめどに、意思疎通なのだが、大阪市城東区で、意思疎通のために、テレビを使った手話通訳というのが始まった。その内容だが、1年間の費用が30万円、その中で手話通訳と外国語通訳、英語、中国語、韓国語など。通訳を使って、我々ろうあ者は、駅とか案内とかで使うような中身のテレビを使った形は、案外役に立たないと思う。やはり、区役所というところは困って助けてほしいとか、

深刻な相談が多いので、そういう駅に置くような案内のシステムはちょっと役に立たないのではないかと思っている。どうして城東区でそういうことをするのか、非常に疑問に思っている。

松端会長

ご意見ということで。有効性に関しては検証しなくてはいけないだろう。その他、いかがだろうか。それでは、ここは8時までには出なくてはいけないということなので、あまり時間が残されていないが、以上で今日の審議は終了ということでよろしいだろうか。皆さん、ありがとうございました。

曾根係長

会長、ありがとうございました。それでは、最後に出海部長からあいさつをいただきたいと思う。

出海障がい者施策部長

本当に、今日は遅くまで時間を頂戴し、ありがとうございます。内容的にもたくさん資料で、駆け足になって申し訳なかったが、いただいたご意見を我々しっかりと受け止めて施策に反映していきたいと思っているので、今後引き続きのご協力をお願い申し上げて、お礼とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

曾根係長

これをもって大阪市障がい者施策推進協議会を閉会とさせていただきます。長時間、誠にありがとうございました。